

# 愛媛県動物愛護管理推進計画

## 目次

### 第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方

- 1 動物の愛護
- 2 動物の管理

### 第2 計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 性格
- 3 期間

### 第3 計画の基本方針

- 1 人と動物が共生する豊かな地域社会の確立
- 2 県・市町・関係団体の連携

### 第4 課題への取組み

#### 課題1 飼主の社会的責任の徹底

- 施策1 適正飼養の普及啓発の強化
- 施策2 所有者明示（個体識別）措置の徹底
- 施策3 犬の適正飼養の徹底
- 施策4 ねこの適正飼養の徹底
- 施策5 特定（危険）動物等の飼養許可及び適正管理の徹底

#### 課題2 事業者の社会的責任の徹底

- 施策6 動物取扱業の監視の強化
- 施策7 動物取扱業の資質の向上
- 施策8 動物関連学校との連携
- 施策9 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

#### 課題3 地域における取組み

- 施策10 動物愛護推進員の活動の活性化
- 施策11 地域の飼主のいないねこ対策
- 施策12 教育現場及び地域における普及啓発・動物介在活動の推進

#### 課題4 処分頭数減少への取組み

- 施策13 終生飼育の徹底
- 施策14 繁殖制限措置の拡大

- 施策 1 5 動物愛護センターからの情報提供
- 施策 1 6 動物の引取り制度の見直し
- 施策 1 7 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり
- 施策 1 8 犬ねこの引取り窓口における飼主への指導

#### 課題 5 県民と動物の安全の確保

- 施策 1 9 動物由来感染症対策
- 施策 2 0 災害発生時の動物の保護及び逸走防止
- 施策 2 1 市町の災害時対策の促進

### 第 5 計画の推進

- 1 計画の周知
- 2 計画の実施体制の整備
- 3 市町との連携推進
- 4 関係団体との連携推進
- 5 達成状況の評価と計画の見直し

## 第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方

### 1 動物の愛護

人は、他の生物を利用又はその命を犠牲にしなければ生きていけない存在であることを認識したうえで、みだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう、その習性を考慮して適正に取扱うことが必要です。愛玩動物をかわいがることのみでなく、産業動物や実験動物の福祉について考え、動物園などの展示動物の飼養環境に工夫をもたせたり、野生動物が住みやすい自然環境を維持すること等も、動物を愛護することにほかなりません。また、動物を愛護することを通して、生命を尊重する気持ちや他人を思いやるといった心の豊かさが育まれます。動物に対する気持ちは人様々であり、必ずしも好意を抱かない人もいます。人々がそれぞれに、動物とどのように関わっていくかについて考えることも動物を愛護するうえでは重要なことです。

### 2 動物の管理

私たちが暮らす社会においては、動物とのかかわりは、その大小を問わず必ずあります。家畜等の食肉の恩恵を受け、実験動物の犠牲のうえに医療の進歩があることを忘れてはなりません。また、私たちの暮らしの身近なところにおいては、家庭内で飼養している愛玩動物、近所で飼養されている動物、小鳥・ハトなどのほか、農作物に被害をもたらす野生動物の存在もあります。私たちが暮らす中で、動物による生活環境への悪影響や財産の侵害は防止されるべきことです。飼養動物については、鳴き声、糞尿等による近隣への迷惑、人への危害や財産への侵害がないように適切に管理される必要があります。動物の管理は、動物の愛護と調和のとれた表裏一体となったものでなければなりません。

## 第2 計画策定の考え方

### 1 計画策定の趣旨

愛媛県動物愛護管理推進計画（以下、「本計画」という。）は、近年、都市化の進展や核家族化、社会の少子高齢化等を社会的背景としたコンパニオンアニマルの重要性の高まり、動物とのふれあいによる情操面への効果、影響が注目を集める一方で、動物の不適切な飼養や近隣への迷惑問題、動物の遺棄や虐待事件、動物取扱業のより一層の適正化が問題視されています。こうした中、人と動物との関わり合いについて、飼主、事業者、地域の住民、関係団体など、動物に関わるすべての人々による「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立に向けて、県が取り組む中長期的な計画として策定します。

## 2 性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）第6条に基づく計画であり、県民、市町、動物愛護団体など、動物愛護管理に関わる様々な団体及び個人が共有すべき認識を示す指針となるものです。

## 3 期間

本計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

## 第3 計画の基本方針

### 1 人と動物が共生する豊かな地域社会の確立

愛媛県では、平成14年12月に、動物の愛護及び適正な飼養に関する知識の普及等の推進並びに犬ねこの引取り、保管及び処分等の動物管理業務を行う機関として、愛媛県動物愛護センターを設立しました。

近年、一般の動物飼養者及びペットショップ等の動物取扱業者のより一層の適正化が必要であることやSARS、狂犬病、ウエストナイル熱及び新型インフルエンザなどの動物由来感染症流行の脅威が高まっていることを受け、平成18年4月から、動物愛護センターの機能強化を図り、新たに動物由来感染症対策、動物取扱業者の登録及び監視指導、特定（危険）動物の飼養保管許可を行う業務を加え、総合的動物衛生対策の拠点施設として位置付けています。

こうした動物を取巻く社会情勢を踏まえ、愛媛県では、人と動物が共生する豊かな地域社会の確立に向けたさらなる取組みが必要と考え、以下の5つの課題について重点的に取組みます。

課題1 飼主の社会的責任の徹底

課題2 事業者の社会的責任の徹底

課題3 地域における取組み

課題4 処分頭数減少への取組み

課題5 県民と動物の安全の確保

### 2 県・市町・関係団体の連携

動物愛護管理に関する課題は、飼主の不適切な飼養やマナーの欠如による近隣への迷惑行為など地域に密着したことから、動物取扱業の監視指導、特定（危険）動物の飼養保管許可、動物の捕獲・収容など広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。また、それぞれの課題に対して、愛媛県、各市町、動物愛護団体等、多くの主体が関わっています。「人と動物が共生する豊かな地域社会」を確立するためには、飼主と動物の関係のみならず、地域社会との関係についても各主体が連携して取り組むことが必要です。

### ( 1 ) 愛媛県の役割

県には、動物取扱業の登録と監視指導、特定(危険)動物の飼養保管の許可、野犬等の捕獲、犬・ねこ・負傷動物の収容と返還・譲渡、動物由来感染症対策、災害時の動物救援など広域的・専門的な役割があります。また、各市町、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティアなどによる地域活動が、調和のとれたものとして県内全域で実施されるように支援し、計画全体が着実に実行されるよう努めます。

### ( 2 ) 市町の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであるため、課題解決には、個々のケースに応じたきめ細かな取組みが不可欠となります。県内の市町は、野犬の捕獲業務、犬ねこの引取り、一時収容業務等において、前線で住民と関わっていることから、域内の飼主に対し、動物の適正飼養に関する社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対する地域住民の理解を促進していく重要な役割があります。また、災害時における域内の飼養動物の救援等についても、体制を整備することが求められます。

### ( 3 ) 飼主の役割

飼主が果たすべき役割は、法令を遵守することはもちろん、動物の生態、習性、生理を十分に認識したうえで、生涯にわたり適正に飼養することです。そのためには、飼養を開始する前に、動物を飼養することで変化する飼主の生活環境、想定される動物の問題行動、動物の生涯にわたる飼主側の家族構成の変化などについて十分に考慮しておく必要があります。また、地域社会のマナーを守り、飼養動物が地域の一員として受け入れられるように注意を払うことが求められます。

### ( 4 ) 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、単に健康な動物を販売するだけでなく、これから動物の飼養者となる県民の最初のアドバイザーとしての重要な役割があります。そのためには、動物愛護管理法で定める様々な基準や義務の遵守はもとより、購入者の生活環境などを考慮した適切な動物の選定、飼養開始後に想定される諸問題への対応などについてアドバイスを行い、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立への一翼を担うことが求められます。

### ( 5 ) 県民の役割

本計画の策定趣旨である「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立には、動物に好意を抱く人、動物に対して必ずしも好意を持たない人を含めた県民全体が、動物に対する理解と愛情を持ち、動物に関する課題を共に協力しながら解決していくことが大切です。その実現のためには、自身の隣人等身近な人々が動物に対して抱く感情は様々であることを認識した上で、互いに理解しよう

とする努力が求められます。

#### (6) 動物愛護推進員の役割

動物愛護管理法第38条第1項に「都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と見識を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。」と規定されており、愛媛県では現在115名が各地域で動物愛護思想や動物の適正飼養に関する知識の普及啓発活動を実施しています。

動物愛護推進員には、住民への動物愛護思想の普及啓発、行政の動物愛護管理施策への協力、飼主に対する動物の適正な飼養に関する助言などの役割があります。

#### (7) ボランティア、関係団体等の役割

ボランティア、動物愛護団体は、県や市町と連携して、行政が進める動物愛護管理施策に協力することや独自の事業により更なる施策の推進に資することが求められます。

また、動物の愛護管理や動物由来感染症等に関し専門的な知見や経験を有している社団法人愛媛県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）は、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立に向け、県や市町と緊密に連携して施策の遂行に協力することが求められます。

## 第4 課題への取組み

### 課題1 飼主の社会的責任の徹底

飼養動物に関わるトラブルの多くは、飼主の飼養動物に関する知識不足及び責任感やマナーの欠如に原因があります。地域においてトラブルを減少させるために、飼養動物の存在が近隣の人々に受け入れられるよう、飼主に課せられた社会的責任について理解を深め、適正な飼養、法令の遵守、マナーの向上に向けた施策の展開を行います。

#### 施策1 適正飼養の普及啓発の強化

##### (1) 動物の適正飼養に関する普及啓発

###### 安易な飼養開始の防止の普及啓発

動物の飼養に関する責任や義務についてよく理解せず安易に飼養開始したために想定していない問題に遭遇して、飼養の継続を断念し、動物を処分するといったケースがあります。このような動物にとっても、飼主にとっても不幸なケースを防ぐため、動物販売業者による販売時の飼主に対する説明の徹底を図ります。また、動物愛護センターやその他団体における譲渡時に、飼養にかかる経費、病気や問題行動の可能性、幼齢動物の社会性獲得の問題、高齢動物の

介護の問題など、飼主の負担と責任に関して十分な理解を得られるよう説明を行い、安易な飼養開始が行われることのないように努めます。さらに、動物販売業者による無計画な繁殖、販売及び無責任な譲渡が行われないよう指導を行います。

#### 普及啓発活動の場の拡大

飼主の適正飼養に関する普及啓発の機会を広げるため、行政機関の窓口だけでなく、関係団体との連携により、飼養に必要な器材や飼料などを販売する施設、動物取扱業、動物診療施設等の飼主がよく利用する施設に、また、一般に多くの人利用する施設にもポスター、パンフレットを設置するなど、普及啓発を行う場を拡大します。

また、しつけ方教室、動物愛護週間行事等適正飼養に関するイベントの開催場所を動物愛護センターだけでなく、県内の各地で開催できるような体制を整えます。

#### ホームページを活用した普及啓発

動物愛護センターをはじめ、動物愛護団体等の関係団体や動物取扱業者と協働し、ホームページを活用した情報等の提供により普及啓発を行います。

#### (2) 動物の遺棄・虐待への対応

動物の遺棄・虐待を防止するための普及啓発の方法について検討していきます。また、警察、市町及び動物愛護推進員と連携した対応ができるような体制づくりを目指します。

### 施策2 所有者明示（個体識別）措置の徹底

所有者を明示することは、動物の遺棄、盗難や迷子の防止をはじめ、迷子になった動物の返還が容易になり、所有者の責任を明確化することにもつながるため、鑑札、迷子札、マイクロチップ等の個体識別措置に関する情報提供及び普及啓発を行います。

### 施策3 犬の適正飼養の徹底

#### (1) 登録・狂犬病予防注射率の向上

##### 狂犬病予防注射の必要性の周知

狂犬病は、現在においても、世界のほとんどの国で発生しており、発症すれば100%死亡する恐ろしい病気であり、毎年4～5万人の死者が発生しています。清浄国である日本においても、近年、狂犬病が侵入するリスクがこれまで以上に高くなっていることから、万一国内に侵入した場合に備えるため、毎年狂犬病予防注射をすることの必要性について周知し、適宜指導を行います。

##### 動物診療施設等での登録・注射済票交付の促進

近年、市町が実施する狂犬病予防注射（集合注射）数が減少し、動物診療施設での予防注射が増加する傾向が見られます。このため、動物診療施設で、狂犬病予防注射と登録・注射済票交付を同時に行えるよう市町においては獣医師会へ業務委託し飼主の利便性向上を図っています。今後、更なる窓口拡大を図り、登録、予防注射の促進に努めます。

#### 飼主が利用する施設での取組み

動物愛護センターや飼主が利用するペットホテル、ペット美容室等において、登録や予防注射の実施について、広く周知し、指導の強化を行っていきます。

#### （２）犬による咬傷事故の未然防止の徹底

放し飼いなど明らかに飼主の無責任や不注意によって起こる咬傷事故について、指導を強化し、認識の向上を図る活動を行います。また、犬のしつけの必要性及び技術的指導について、動物愛護センターや動物愛護推進員による助言を行うとともに、飼主と犬が良好な信頼関係を築くための相談（窓口の設置）及び講習会の開催等を行います。

#### （３）マナー遵守の徹底

法令を遵守することは飼主の義務ではありますが、「人と動物が共生する豊かな地域社会」においては、公共の場所で放し飼いや糞を放置しない等のマナー遵守も重要なことであることを周知徹底し、市町や動物愛護推進員との連携により、飼主への指導を行います。

#### （４）しつけの必要性の周知

無駄吠え、人に噛みつくといった犬の問題行動は、飼主だけでなく近隣への迷惑問題へと発展するおそれがあります。このような問題行動を起こさないようにするため、動物愛護団体等の関係団体の協力を得ながら、動物愛護センターにおけるしつけ方教室や問題行動に関する相談業務の充実を図るとともに、犬に社会性を身につけさせることの必要性を飼主へ周知していきます。また、必要に応じて、専門家と連携を図り飼主と犬が良好な信頼関係を築くための活動を行います。

#### （５）不妊去勢手術の推進

飼主は、飼養している犬が繁殖し飼養数が増加した場合においても、適切な飼養環境の確保、終生飼育に努めなければなりません。繁殖を望まない飼主には、不妊去勢手術による繁殖制限措置を実施することが責務であることを獣医師会及び動物愛護団体等の関係団体の協力を得ながら普及啓発します。

### 施策４ ねこの適正飼養の徹底

#### （１）屋内飼養等の推進

県内の都市部では、住宅が過密になっている地域も多く、ねこの飼主と近隣



との間で、ねこの糞尿やねこに財産を傷つけられるといったトラブルも増加傾向にあります。こういったトラブルを解消・未然に防ぐため、屋内飼養の推進を図る必要性があります。また、屋内飼養は、交通事故や感染症の予防などの利点もあり、屋内飼養を実践している事例を紹介すること等により屋内飼養の推進を行います。

#### (2) 不妊去勢手術の推進

近年、ねこの引取り頭数が増加しており、中でも子ねこの占める割合が多くなっています。

飼主は、飼養しているねこが繁殖し飼養数が増加した場合においても、適切な飼養環境の確保、終生飼育を実施しなければなりません。屋内飼養が徹底されていない現状では、繁殖を望まない飼主には、不妊去勢手術による繁殖制限措置をすることが責務であることを獣医師会及び動物愛護団体等の関係団体の協力を得ながら普及啓発します。

### 施策5 特定（危険）動物等の飼養許可及び適正管理の徹底

動物愛護管理法により、管理が不適切な場合や逸走した場合等に、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして、約650種が特定動物として選定されています。

特定動物の飼養者は、一般の動物の飼主以上に重い社会的責任が求められており、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置などを確実に実施すること、逸走時には責任を持って捕獲の努力をし、飼養不能時には譲渡などの対策を講じることについて、適切な指導を行います。

### 課題2 事業者の社会的責任の徹底

動物取扱業者や産業動物、実験動物等を取扱う事業者には、より重い社会的責任があります。これらの事業者に対して、適正な飼養保管の徹底を行い、資質の向上をめざします。

### 施策6 動物取扱業の監視の強化

#### (1) 動物取扱業者による購入者への指導の徹底

動物愛護管理法では、動物販売業者は購入者に対して、その動物の生態等についての説明を行うことが義務付けられており、動物の習性や生理、飼養に要する経費、想定される問題行動、終生飼育の重要性や犬の登録・狂犬病予防注射など飼主が動物を飼う前に理解しておかなければならないことについて説明する必要があります。動物愛護センターにおいて開催する研修会などの機会を利用し、動物取扱業者が購入者に適切な説明を行うよう指導を徹底します。

また、無登録業者や不適正業者を確実に排除するとともに、法令で定められている基準等の遵守について指導を実施します。

#### (2) 特定(危険)動物の販売業者における購入者への指導の徹底

特定動物の購入者(飼養者)は、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置などを確実に実施する必要があります。特定動物の販売業者は、購入者の責務について説明する義務があり、研修会や監視時に指導を徹底します。

### 施策7 動物取扱業の資質の向上

#### (1) 動物取扱責任者研修の充実

年1回以上受講が義務付けられている動物取扱責任者講習において、法令の内容をはじめ動物の取扱い及び施設等の基準の遵守を徹底します。また、動物に関する最新の情報を提供するなど研修の充実に努めます。

#### (2) 不適正業者への指導

動物の販売・保管・展示・繁殖等については、法令により基準や規制がされています。法令の基準等に適合していない業者に対しては、適時指導を行います。また、無計画な繁殖を繰り返すことにより処分される動物を減少させる施策について検討します。

### 施策8 動物関連学校との連携

動物を取扱う職業に従事する人材を養成する学校との連携を図り、関係法令や動物由来感染症等に関する情報提供を行います。学生が、将来飼主にとって適正かつ信頼できるアドバイザーとなり、動物取扱業者全体の資質が向上することを目指します。

### 施策9 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

愛玩動物だけでなく私たちの社会には、産業動物(家畜)や実験動物も存在します。これらの動物たちについても、動物の愛護と管理という視点からの対応が必要です。

#### (1) 畜産業者等への指導

わが国の家畜は、使役動物としての歴史は長い反面、食肉としての歴史は欧米に比べ短く、家畜の生産者及び消費者の双方に産業動物の福祉の理解が進んでいないのが現状です。産業動物の福祉向上のため、欧米で取り入れられている「家畜福祉の5つの自由( 飢えと渇きからの自由、 肉体的苦痛と不快感からの自由、 傷害や疾病からの自由、 おそれと不安からの自由、 基本的な行動様式に従う自由)」の理念について、生産者に周知し、消費者に対し普及

啓発を行う必要があります。

産業動物の管理者及び飼養者に対しては、法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の遵守について、より一層理解を得られるよう指導を徹底します。

#### (2) 実験動物施設への普及啓発

実験動物を取扱う大学や研究施設等に対し、科学的及び合理的な基準に基づいて飼養等の適正化が図られるよう「3Rの原則（苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)）」について普及啓発を行います。

### 課題3 地域における取組み

動物に係るトラブルの多くは限られた地域において発生しており、これらの問題を解決するために、県と市町が緊密に連携し、問題へ取組み、動物愛護推進員や関係団体との連携を深め、個々のケースに応じた対応策の指導を展開します。

#### 施策10 動物愛護推進員の活動の活性化

##### (1) 動物愛護推進員の活動内容の充実

動物愛護推進員は、各地で動物愛護思想や動物の適正飼養に関する知識の普及啓発活動を実施していますが、より一層県民の理解を高め、動物愛護推進員が地域で活動しやすくなるように、動物愛護推進員の活動を広く一般に紹介します。

また、地域に密着した問題に対して、動物愛護推進員による助言や普及啓発により、迅速な解決と発生防止を図るため、推進員に必要な知識の習得やスキルアップを目的とした研修を実施します。

##### (今後の推進員活動目標)

犬・ねこ等の動物の愛護と適正飼養について地域住民への普及啓発

犬、ねこ等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言

地域実態調査等による動物愛護管理施策への協力

##### (2) 市町・関係団体と動物愛護推進員の連携推進

動物愛護推進員と市町との連携を深め、地域における動物愛護活動の活性化を図るため、県内の各保健所を単位として動物愛護推進員、市町担当者との連絡会の開催や情報提供を行っていきます。また、動物愛護団体等関係団体との連携を強化する体制づくりに努めます。

#### 施策11 地域の飼主のいないねこ対策

近年、飼主のいないねこの苦情が増えています。地域住民の間でもこれらの

ねこを快く思っていない人とねこを不憫に思い餌を与えている人がおり、状況の受け止め方や考え方の違いにより人々のねこに対する感情は様々であり、住民どうしのトラブルに発展することも少なくありません。今後、どのような取組みが適切であるかについて検討します。

#### 施策 1 2 教育現場及び地域における普及啓発・動物介在活動の推進

子供の時期から動物にふれあい、正しい接し方や動物を愛する心を育てることは、動物愛護管理の観点からはもちろん、人格形成のうえからも重要です。

獣医師会・動物愛護団体・動物愛護推進員と連携して小中学校での動物愛護教育が有意義なものになるように支援を行います。

また、福祉施設等における動物介在活動を推進します。

##### (1) 普及啓発の内容の検討

動物愛護や動物由来感染症の予防等に関しては、小中学校で継続的に教えることが重要であるため、教育機関と連携して、子供の成長過程に応じた普及啓発内容を研究し、教育現場へ提供します。

##### (2) 動物愛護推進員による教育現場での普及啓発

現在、動物愛護センターで実施している小学校における移動教室については、今後とも継続を図っていくとともに、動物愛護推進員と小中学校等が連携して普及啓発が実施できるよう、動物愛護推進員への研修の実施、情報等の提供や市町との調整などの支援を行います。

##### (3) 学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施等

学校飼養動物の適切な取扱いを推進するため、動物愛護センター、保健所及び獣医師会との連携により、教育現場への動物の適正飼養や動物由来感染症に関する情報の提供、相談への対応、教職員への研修等を実施します。

##### (4) 福祉施設等における動物介在活動の推進

動物とのふれあいによる癒しや安らぎを目的として動物愛護センターにおいて実施している動物介在活動の推進を図ります。

#### 課題 4 処分頭数減少への取組み

動物愛護センターにおける動物愛護精神の普及啓発や適正飼養の指導により、処分頭数減少に努めておりますが、処分頭数の減少に向けて、さらなる適正飼養の徹底、飼主の責任を明確にするための動物の引取り有料化に向けた施策、動物愛護団体及びボランティア等との連携強化による譲渡率の増加に向けた施策を展開します。

#### 施策 1 3 終生飼育の徹底

##### (1) 動物取扱業者による説明の徹底

安易に飼養開始したために飼養継続が困難となり、動物を処分するケースを防止するため、動物取扱業者が販売時に、飼養者の責任と負担について十分な説明を実施するよう指導を行います。

#### (2) 行政機関による普及啓発

動物愛護センター及び各保健所のホームページやパンフレット等により、安易な飼養開始の防止（動物の生理・習性をよく理解したうえでの飼養）、飼養者の責務、終生飼育の実施などについて普及啓発を行います。

#### (3) 教育現場における普及啓発

小学校などにおける移動教室や学校教育において、命の大切さ、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立の重要性などについて普及啓発を行います。

#### (4) 関係団体等の協働

動物愛護団体等の関係団体と協働して、終生飼育の周知徹底をする活動を展開します。

### 施策14 繁殖制限措置の拡大

獣医師会や動物愛護団体等の関係団体と協働して、動物愛護管理における不妊去勢手術の重要性やメリットについて、情報提供及び普及啓発を行い、生れたばかりの子犬、子ねこの処分頭数の減少に努めます。

### 施策15 動物愛護センターからの情報提供

#### (1) 動物愛護センターからの情報提供の実施

動物愛護センターホームページにより、犬ねこの引取・処分・譲渡頭数等の情報提供を行うとともに、飼主に対し、終生飼育の徹底と飼えなくなった場合においては新しい飼主を見つける努力をするよう指導を行います。

#### (2) 処分施設の公開

希望者を対象に動物愛護センターの処分施設を公開し、現状を見てもらったうえで、不幸な動物たちを減らすための啓発を行います。また、動物愛護センターが主催する講習会等においても、処分施設についての説明を行います。

### 施策16 動物の引取り制度の見直し

動物を終生飼育することは、飼主の当然の責務であり、また、繁殖した動物も自らの責任において適切に飼養し、または、譲渡すべきであることは自明のことです。しかしながら、飼主の都合による飼養の放棄やみだりな繁殖の結果、行政機関に引取りを求められる動物は後を絶たず、その大部分が処分される結果となっているのが現状です。

終生飼育、繁殖制限措置などの飼主の責務を果たさず、安易に行政に引取り

を求めることを抑止する観点から、犬ねこの引取りを申し出る飼主に対して、引取りにかかる経費の負担を求めます。このことは、飼主の責任の自覚を促すとともに、繁殖制限措置の推進に資することを目的とし、結果として、処分される不幸な動物の減少を図ります。

#### 施策 17 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

##### (1) 譲渡制度の見直しと動物愛護団体との連携拡大

動物愛護センターに収容された犬ねこの譲渡数を増加させるため、適正譲渡や譲渡回数等について検討します。また、譲渡に取り組む動物愛護団体との連携により、譲渡対象となる動物の選定方法や譲渡対象者の範囲を検討するなど、動物の譲渡を円滑に行うための仕組みを再構築します。

##### (2) 譲渡制度の普及啓発

動物愛護センターや動物愛護団体から譲渡を受けた県民の体験談を公開するとともに関係機関へ情報提供するなど譲渡制度の認知度を高める方策を検討し実施します。

##### (3) 譲渡会場数の増加

動物愛護を普及し浸透させるため、動物愛護センターが実施している譲渡会を県内の各地で開催するよう、譲渡会場数の増加を図ります。

##### (4) 譲渡の質の向上

現在、動物愛護センターでは、処分頭数減少を優先させるために、健康維持等必要最小限度の管理を行った動物の譲渡のみを行っていますが、模範飼主の育成のために、繁殖制限措置を実施した動物の譲渡を実施する等、譲渡のあり方を検討します。

#### 施策 18 犬ねこの引取り窓口における飼主への指導

引取り窓口においては、新しい飼主を見つける努力をしたことを確認したうえで、引取りを行い、引取り理由を明確化させ、飼主の責任の自覚を促します。必要に応じて、犬ねこの処分の状況についての説明や繁殖制限措置の必要性について指導を行います。

#### 課題 5 県民と動物の安全の確保

動物由来感染症への対応や感染を防止するための普及啓発、災害発生時の対策により、人と動物の安全確保を図る施策を展開します。

#### 施策 19 動物由来感染症対策

##### (1) 動物由来感染症に関する知識の普及啓発

動物由来感染症が発生した場合に、適切な行動がとれるように、動物の取扱

いと感染症の正しい知識に関して、各関係機関への情報提供と普及啓発を強化します。

#### (2) 対応マニュアルの作成

動物由来感染症発生時の対応マニュアルを作成するとともに、必要な協力体制の確認や演習の実施を行い、発生時に迅速に対応できるような体制を整備します。

### 施策20 災害発生時の動物の保護及び逸走防止

愛媛県に大きな被害を及ぼすと考えられる南海地震については、今後30年以内に50%の確率で発生が予測されています。また、集中豪雨による浸水や土砂災害で避難生活を余儀なくされたり、それが長期化することも近年珍しくありません。

災害発生時には、人と共にペットも被災することから、ペットの避難場所の確保等の救援体制を市町、獣医師会、愛護団体等の関係機関と協議して整備するとともに、飼主への啓発や情報提供にも努めます。

特定動物や実験動物の逸走による被害発生防止と事業用に飼養されている動物の保護の為に必要な指導を行います。

#### (1) 関係機関との協働

被災したペットの健康管理や一時預かりを的確に実施するために、避難場所を直接管理する市町や獣医師の協力が不可欠であることから、連携体制の構築を進めます。

飼主がいなくなったり、不明のペットの預かり及び新しい飼主への譲渡を円滑に実施するために愛護団体やボランティアとの連携を進めます。

#### (2) 飼主への啓発・情報提供

飼主の知識と準備が、災害発生時にペットの命や健康を守る大きな要因であることから、動物愛護センターで実施する「ペットの災害対策教室」を拡充・広報するとともに愛護団体が実施している防災訓練と連携・協力し、多くの飼主に体験の機会を提供するように努めます。

災害時の心得や準備しておくべき物品リスト等を記載したリーフレットを作成し、動物診療施設やペットショップなどで飼主に配布したり、県・市町が実施する防災訓練の時にも参加者に配布し、飼主への啓発に努めます。

#### (3) 特定(危険)動物の災害時対策の徹底

災害発生時の特定動物の逸走を防止するため、特定動物の飼主に対して飼養施設の保守点検を確認することや災害発生時の逸走防止措置の徹底を図ります。

#### (4) 動物取扱業者の災害時対策の徹底

動物取扱業者が飼養保管している動物について、災害発生時に適切に保護、

管理ができるよう避難場所の確保やマニュアルを作成することなどについて、指導を徹底します。

#### 施策 2 1 市町の災害時対策の促進

地域防災計画におけるペットに関する対策については、十分な整備がなされていないのが現状であり、今後、関係団体及び市町と連携した体制づくりが必要になります。

災害発生時の動物への対応についてマニュアルの整備を含めた検討を行います。また、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等との緊密な連携によるペットの避難場所の確保等の被災動物救援の体制づくりを検討します。

### 第 5 計画の推進

#### 1 計画の周知

本計画について、県内各市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報、ホームページ等により県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

#### 2 計画の実施体制の整備

##### (1) 動物愛護センターの機能の向上

動物取扱業の監視体制を充実するとともに、感染症発生時の対応訓練等を実施して、緊急時における対応能力の向上を図るなど、動物の収容、隔離、検体採取を行う動物愛護センターの機能を強化します。

また、従来から実施している動物の譲渡会やふれあい教室等の愛護事業を継続して行い、関係機関及び関係団体との連携を強化します。

##### (2) 連絡調整機能の強化

動物愛護センターが主体的に開催する会議や運営に際して、関係機関及び関係団体との連絡調整を強化していきます。

##### (3) 調査研究の実施

動物の愛護管理と動物由来感染症に関して調査研究を継続して行い、県や市町の施策に反映させていきます。

#### 3 市町との連携推進

市町との主管課長会や担当者会等において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や動物由来感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行っていきます。

また、市町には獣医師等動物に関する知識を有する専門職員が少ないため、動物愛護管理担当者に対する情報提供や技術支援により、担当者の業務への取



組みを支援します。

#### 4 関係団体との連携推進

獣医師会や動物愛護団体等関係団体とは、引き続き緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。

#### 5 達成状況の評価と計画の見直し

本計画の達成状況について分析、評価を行い、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。